

自治体情報システムの標準化・共通化における自治体に対する負担軽減について

東 海 部 会 提 出

- (1) 自治体情報システムの標準化・共通化に向けて、国の動きと連携すべく、各自治体において、システム標準化・共通化への対応を進めているところである。
標準化システム移行に係る経費については、地方公共団体情報システム機構を通じた国の補助制度（補助率 10/10）があるものの、人口割による上限額が定められている。標準仕様書の度重なる改版によりベンダーのシステム開発が遅延するとともに、全国の自治体が同時期に実施するため、システム事業者の人材不足が懸念される。また、物価高騰による情報システム機器の高騰に伴い標準化システム移行費の上昇が懸念されることから要望するものである。
- (2) ガバメントクラウドの利用料については、当面は国が負担するものの、業務全体の運用コスト等を明らかにした上で、自治体に対する負担を検討していくことが、令和 4 年 8 月「地方公共団体情報システム標準化基本方針」で示されたところである。自治体ごと基幹システムの導入状況が様々であり、併せて、現行の運用コストも違いが生じているため、今後、ガバメントクラウド利用料における自治体の費用負担について、現行の運用コストより自治体の負担が増大しないよう要望するものである。

記

- (1) 自治体情報システムの標準化・共通化に係るシステム移行の経費については、自治体に過大な負担が生じないよう、システム移行経費に係る全体コストを整理した上で、国の責任において、実態に即した補助制度への見直しを行うこと。
- (2) ガバメントクラウドの利用料については、国策として実施する事業であることから、国が、各自治体における現行のシステム運用を踏まえ、今後、システム移行により各自治体の負担が増大することがないよう、必要な財政措置を行うこと。